

平成28年第4回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成28年9月12日（月曜日）

○議事日程

平成28年9月12日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（23名）

1 番	高 砂 朋 子 君	2 番	山 田 耕 治 君
4 番	橋 本 龍 太 郎 君	5 番	吉 村 弘 之 君
6 番	安 村 政 治 君	7 番	松 村 学 君
8 番	上 田 和 夫 君	9 番	行 重 延 昭 君
10 番	中 林 堅 造 君	11 番	清 水 浩 司 君
12 番	藤 村 こ ず え 君	13 番	和 田 敏 明 君
14 番	山 本 久 江 君	15 番	河 杉 憲 二 君
16 番	山 根 祐 二 君	17 番	山 下 和 明 君
18 番	三 原 昭 治 君	19 番	久 保 潤 爾 君
20 番	田 中 健 次 君	21 番	田 中 敏 靖 君
22 番	平 田 豊 民 君	23 番	今 津 誠 一 君
25 番	安 藤 二 郎 君		

○欠席議員

3 番 木 村 一 彦 君

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長 杉 山 一 茂 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君
総 務 部 長 藤 津 典 久 君 総 務 課 長 河 田 和 彦 君
総 合 政 策 部 長 平 生 光 雄 君 生 活 環 境 部 長 岸 本 敏 夫 君
健 康 福 祉 部 長 林 慎 一 君 産 業 振 興 部 長 神 田 博 昭 君
土 木 都 市 建 設 部 長 友 廣 和 幸 君 入 札 検 査 室 長 内 田 和 男 君
会 計 管 理 者 山 内 博 則 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 司 透 君
監 査 委 員 事 務 局 長 平 井 信 也 君 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 賀 谷 一 郎 君
消 防 長 三 宅 雅 裕 君 教 育 部 長 末 吉 正 幸 君
上 下 水 道 局 長 清 水 正 博 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 田 康 裕 君 議 会 事 務 局 次 長 栗 原 努 君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は木村議員であります。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。7番、松村議員、
8番、上田議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、先週に引き続き、一般質問でございます。

よろしく申し上げます。これより質問に入ります。

最初は、18番、三原議員。

〔18番 三原 昭治君 登壇〕

○18番（三原 昭治君） おはようございます。会派「絆」の三原です。通告に従いまして、次の2点について質問をいたします。

まず、1点目は、向島運動公園の整備について質問をいたします。

向島運動公園は御存じのとおり、市民のスポーツと憩いの場として整備され、スポーツなどを楽しむ多くの市民が利用をしております。

一方で、利用に当たって改善や新たな整備を求める声も多く聞かれています。これら施設利用の市民の要望をどのように聴取し、把握しているのか。また、その対応はどのようにしているのか。さらに、向島運動公園について、今後、新たな整備計画はあるのかお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、向島運動公園にはスポーツを楽しむ場としてテニスコートなどの施設を備えたスポーツ部分と、市民の憩いの場として遊具などを備えた公園部分がございます。

また、スポーツ部分は文化・スポーツ課が、公園部分は都市計画課がそれぞれ管理、運営を行い、そのうち、スポーツ部分につきましては、現在、指定管理者に施設の運営をお願いしているところでございます。

さて、市民要望の聴取とその対応についてでございますが、市民要望の聞き取りにつきましては、スポーツ競技団体からの御要望は、防府市体育協会が開催しております各加盟団体の実務者会議の場を活用するなどしてお聞きしております。また、利用者の皆様からは、指定管理者による利用者アンケートや、向島運動公園管理棟で、直接、利用者の声をお聞きするとともに、地区懇談会などの場においても御要望をお聞きしているところでございます。

その対応でございますが、緊急に対応を必要とする御要望につきましては応急措置を行い、早急に対処するとともに、設備機器等の御要望につきましては、その更新や設置等を順次、計画的に行っているところでございます。また、施設全体に係る御要望につきましては、多額の費用が見込まれますので、実施の可否や実施時期等について調整や検討をするなど、それぞれの状況に応じて対応しているところでございます。

次に、新たな整備計画についてのお尋ねでございましたが、向島運動公園の計画された施設整備は、従来の予定をかなり早めまして、平成16年度に完了しており、中・長期的な全体の整備計画は現在のところ考えておりません。

今後は運動公園の適切な維持管理を進める中で、公園部分につきましては、御要望等を踏まえ、必要に応じて遊具や設備の改修などを随時行うこととし、次年度以降、まずは公園の園路沿いに背伸ばしベンチ等の健康器具を設置する予定としております。

また、スポーツ部分につきましては、御要望のある、日よけベンチの設置、老朽化したバックネットの更新、多目的広場の定期的な真砂土の補充など、計画的に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 18番、三原議員。

○18番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、向島運動公園ということで、16年度に工事は完了ということになりますけど、この向島運動公園は、たしか、旧日本専売公社防府工場跡地の一部を購入し建設されたと、私は記憶しておりますが、その整備の経緯と施設内容について、再度、施設内容は先ほど申されましたから、その整備の件についてお尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

向島運動公園の整備経過という御質問でございますが、昭和54年度から整備を始めまして、昭和62年3月に多目的グラウンド2万3,000平米の供用を開始いたしまして、同年11月には多目的グラウンドのトイレ、平成7年度に山側のテニスコート4面、平成12年度に南側駐車場、平成13年度にローラースケート広場、平成14年度に海側のテニスコート6面、平成15年度に北側の駐車場及び管理棟、そして平成16年度に人生記念の森、これらを整備し、総事業費11億1,000万円をかけて完了いたしております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 向島運動公園ということで公園の部分になるとは思いますが、市民の節目に当たりまして、記念植樹地として人生記念の森も設置されておりますが、ここには桜など、多くの樹木が植樹をされておりますが、その種類と本数を教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

記念植樹の種類と本数ということですが、樹木の種類でございますが、一番多いのは当然ながらといいますか、ソメイヨシノでございます。それから南京はぜ、きんもくせい、イチョウ、こぶし、それからけやき、山桜、まてばし、さざんか、八重桜、合わせまして、全部で637本の記念植樹がございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） それで、今一番多いのがソメイヨシノ、桜ということでありましたが、637本のうちのどのぐらいを占めているのか教えていただきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 637本のうち、ソメイヨシノが529本でござ

います。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 向島運動公園は大変利用度が高く、私も以前いろいろグラウンドのこと等質問をさせていただき、ネットも整備してもらい、大変喜んでいるところがございます。

そこで、この運動公園、向島運動公園ですが、市民の憩いの場として利用されておりますが、恐らく公園のほうの利用者は数がなかなかつかみにくいと思いますけど、運動公園、多目的運動公園、またテニスコート等の利用者数を教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

利用状況についてでございますが、利用者の集計方法につきましては平成26年度までは利用者数に使用時間を乗じた延べ利用時間で集計いたしておりますことから、同じ集計方法の平成26年度と比較したものを申し上げさせていただきます。

多目的広場につきましては、有料化当初の平成16年度は2万6,067時間。平成26年度は2万5,177時間の御利用があり、若干減少をいたしております。

テニスコートにつきましては、有料化当初の平成14年度は2万7,688時間。平成26年度は8万200時間の御利用があり、増加いたしております。なお、使用料の収入額で見ますと、どちらの施設も増加となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） カウントの仕方が異なるということで、しかし、収入では増加傾向にあるということで、恐らく、今ちょっと見ました多目的ホールのほうは大体平均2万5,000人前後。テニスコートは7万5,000人と。年間にすれば、約10万人の方が利用をされていると。大変すばらしいことだと考えております。

そこで、先ほど、冒頭に質問いたしましたが、その利用される方々のいろいろな意見をどのように、改善点等につきまして、お聞きしていらっしゃいますかということに対して、各競技団体の会議とか、地区懇談会等々で聞いておるといふことで。

もう一つは指定管理者によるアンケート調査ということでございますが、これを具体的にどのような形で、毎年行われているのか。そして具体的にどのような内容なのか。そしてその内容はどのようなものが多かったのか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） アンケートにつきましては、年1回実施いたしている

というふうに周知いたしております。

調査項目につきましては、利用における利便性等についての意見をお伺いするような形になっているというふうに認識いたしております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 利用における利便性についてということをお聞きしているということですが、具体的にどのようなアンケートの内容であったかと。どういうふうな回答が多かったかということ、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） アンケートについての御質問でございますけれども、どういう要望ということで申し上げますと、例えば、多目的グラウンドに時計等を設置していただきたいとかいうふうな御要望等は承っております。

詳細な質問事項については、今、手元にアンケート用紙、持っておりませんので、お答えは差し控えさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 実は、先般8月の一番暑い最中、私は、向島運動公園で開かれましたソフトボール大会に、残念ながら選手じゃなくて応援団として参加いたしました。グラウンドには、いっばいに、多くのチームとたくさんの観戦者で大変にぎわっておいりました。

8月ということで、大変ことしは猛暑、酷暑日が続いて、その日も大変、35度をはるかに超す暑い炎天下の中での大会でありまして、御承知のとおり熱中症対策としてベンチの横にはクーラーボックスが置かれ、水やお茶、スポーツドリンクなどが用意されておいりました。

選手の皆さんは攻守交替時にはその都度水分補給をされ、熱中症対策をとっていらっしゃいました。十分な水分補給から、ふと東側の人生記念の森に目を向けますと、その後ろ側で放水がされておいりました。つまり、放水、おしっこです。おしっこをされている選手の方が何人か目につきました。

また、隣接のテニスコート、ちょうど御年配者の方がやってらっしゃいました。なかなか間に合わないということで、あつてはいけないことなんですが、同様の光景を目にしました。余り、みっともい光景ではありませんが、生理的現象、特に熱中症対策で、通常以上の水分補給をされておられるので、生理的な現象も十分理解できます。

現在、運動公園には西側の管理棟と、グラウンド西側に2カ所トイレがあります。しかし、東側から随分離れて設置されており、そこまで行くのがなかなか大変だと。と同時に、

また試合を中断していくことはできません。これは実態ですが、この実態について、このトイレ事情についてどのように受け止められますか。お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

先ほどの利用者アンケート等からは、利用者からの要望というのは上がってきておりません。そのような状況でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） しかし、先ほど言われた、その詳細については中身はわかりませんと言われたので、今、それが上がってきてないと言われたこと自体が何か不自然に、私は今、感じております。これは現実です。直接、私は、アンケートではなく、現実にものようにプレイをされる方々に生の声を聞いた、かなりの数の人に聞きました。

そこで、約10年前ですか、あそこの整備について質問をしたことがあります。石がごろごろで大変危険だと。ネットもなく、どうか対応してほしいということで、ありがたいことにネットも、またグラウンド整備も大変きれいに、グラウンドもとてもプレイしやすいと、大変好評です。ベンチもちゃんとつけていただいて、喜んでいらっしゃいますが、トイレについてもこの際、この折に質問いたしました。同様の、ここまでの話ではないんですが、やはり、トイレに困っているという話を聞きました。そのときの答弁は検討しますということでありました。あれから約10年、どのように検討されたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

10年前に三原議員が質問されたということでございまして、その後、3月、4月の花見シーズン、公園の部分になるんですが、こちらにも利用者が短期間に相当な数ということで、いろんな、こちらのほうも要望をいただいております、平成26年、この3月、4月、今まで3カ年にわたりまして、管理棟の横に仮設トイレを設置しているところでございます。男子用1個、女子用1個、計2個を設置しておるところでございます。

3年間で、その仮設トイレの効果というところが、なかなか検証をしづらいとかございますが、もうしばらく、花見シーズンの仮設トイレについては設置することで、効果についてもアンケートをとるなりしていくことが必要かなと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 3年間たって、効果を、まだ検証されてないということでございます。

今、言われました3・4月の花見シーズン、そしてやはりスポーツのシーズンを迎え、大変多くの市民の方がいっぱいになっております。だから恐らく、仮設トイレをその管理棟の横に2個つけられたと。なぜ東側につけられないかと、ちょっと不思議に思っておりますが、ここは管理棟、もしくはグラウンドの西側のトイレですが、これは下水ですか、合併浄化槽ですか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

公共下水道、市街化区域ではございませんので、合併浄化槽で対応するということになります。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） そうですよ。

それで先ほど、その対策、ある程度人が多くなって、トイレが混雑するという事は、市のほうも把握されているから、小さな仮設トイレを2つ設置されたということですが。

過去に、このトイレが利用者が満杯になって、3・4月ですよ、もう処理能力が限界になって浄化ができないという事態が起こっております。そのとき、何度も業者を呼んだと。そして、タンクですから許容量があります。それで、もういっぱい、何回か呼んだということを、以前ここにお勤めになっていた管理者の方にいろいろな話を聞きましたが、そういう点はきちんと把握しての対応ですか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

今の仮設トイレにつきましては、単体のものを置くわけですので、浄化槽にはつなぐことはできませんので、その仮設トイレの使用頻度が多くなれば、仮設のトイレのタンクがいっぱいになった時点で、汚物の引き抜き、くみ取りを行う必要がある。仮設トイレについてはそういうことになります。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） それはもちろん、私が今、尋ねているのは、浄化槽のことを尋ねているんです。それで業者を呼んだことがあるということを、私は聞きました。それについてどうですかということ。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 詳しい、その回数とかいうところまでは、済いません、今、手持ちの資料ございませんが、議員言われたように、何回か呼んだことがある

というところは認識しております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） このような状態でいろんなことがあるというのを、もう認識されていて、それを単なる小さな仮設トイレ2つで対応するというやり方自体が正しい対応なのかどうかというのは、大変疑問に感じております。

それともう1つ、花見シーズンですけど、その時期になると人生記念の森をはじめ、東側は異臭が漂うと、次の日、朝。ということも言われました。おしっこだけににおうって言うんでしょね。異臭がするそうです。そういうこともちゃんと確認をされておりますか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

今の異臭の問題でございますが、詳しい数字等といえますか、詳しいことについてはわかりません。申しわけございません。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） それと既設の西側のグラウンドのトイレ、かなり老朽化してきていると思うんです。あの中も臭い。私も入ってみました、ほかの選手の人たちもちよっと臭いですねということをおっしゃっていただきましたけど。それで、洋式トイレもありません。あの中には。もう洋式は常識と言ってもいいぐらい必要なことだと思います。

この実態についても考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

多目的広場のトイレの御質問ですが、平成20年に便器については新しいものに更新しております。（発言する者あり）多目的広場のグラウンドのトイレですが、平成20年度に便器のほうを新しくしております。

なおについては、これも苦情というのは確かに伺っております、利用頻度の問題が1つはあるのかなと思っております、考えております。利用が少なくなると、いわゆるトラップというか、においが上がってくるのを防ぐために水で遮断するというところがあるんですが、そういったものが、使わないときが、夏場とか間があいてしまったりすると、その水が減ったりして、においが上がってくるということがあるというふうには聞いておりません。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） つまり、トイレについては、もういろんな要望、意見があるということは確認されているということですね。そうでしょう。

これほど、トイレについて、皆さん言われる。本当、満杯になってどうしようもなくなるというような状態を、やはりこのまま続けるというのは、大変、私はおかしな話であり、市長がいつも言われる美しいまちに相反する、私は状態じゃないかと思います。

たまたま、例えば、そこに入っていらっしゃった方が用を足したときに流れなくなったら大変だと思います。この状態が今あるんです。この実態は。もう満杯状態で対応できないという実態が今、現在あるんです。この点について、市長、どのようにお考えか御答弁いただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 環境面での整備は可能な限りしていかなければならないことであると、そのように感じております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。

可能な限りはしていかなければいけないということで、私は可能だと思っております。ぜひ、その点は早急に改善策を検討していただきたいというふうに思っております。

一つの例ですが、例えば、大河ドラマで英雲荘に仮設トイレを数千万円の、一千万円を超えるトイレがありました。それを活用するとか、いろいろ活用する方法はあると思います。ぜひ、そういう部分も含めて検討をしていただきたいと思います。

そのほか、先ほど、自然の記念公園ですが、森ですが、たばこの吸い殻が大変多うございます。試合中もたばこを吸っている方、グラウンドでは吸っていませんよ、そりゃ、皆、マナーはちゃんとしているんですが。グラウンドから出て、記念の森の裏のほうに行くと、皆さん、少しマナーが悪いと思いますけど、たばこの吸い殻がたくさん落ちています。例えば、喫煙コーナーなどを設け、そういうきちんとした対応を図ってあげれば、そういうことはなくなるのではないかと、私は思っておりますが、その点いかがでしょう。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

私も昨日、ちょっと多目的グラウンドのほうへ行ってまいりました。そしたら、実際にたばこの殻とか落ちておりました。

当然、グラウンドとかテニスコートの中で喫煙をされる方はいらっしゃいません。周辺部にそういうふうなごみが、吸い殻を捨てる方がいらっしゃるということでございますので、今後はテニスコートやグラウンドを利用される方に、持ち運びができる簡易型の灰皿

の貸し出しができるよう整備することを検討してまいりたいと考えております。それと、あわせて、喫煙者の方にマナーの周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 今、簡易型と言われて、たしか、27年度のたばこ税、8億4,000万円、別に簡易にしなくても8億4,000万円あればグラウンドじゅう、灰皿が置けるんじゃないかというぐらい考えております。ぜひ、そういう対応を図るということ。

例えば野球、ソフトとかテニス、簡易型というのは、例えばバケツでも、本当は私はバケツじゃいけないと思ってるんですけど、まず、応急対応として、そういう形でもとっていただきたいというふうに思っております。

それと最後に、先ほど部長が言われましたアンケートの中でテニスコートに時計をつけていただきたいという要望でございますが、海側は防府市テニス協会の寄附で時計が設置されております。しかし、山手のほうはありません。試合中、たしか時間で使用料が決まるはずです。試合中、一々時計を見るわけにもいかない。ポケットに入れておくわけにもいかない。なかなか、その時間等を確認しにくいと。ぜひ時計を、そんないいものじゃなくてもいいからつけていただきたいということを言われる方が多くいらっしゃいます。

この点についていかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 時計の設置についてのお尋ねでございますけれども、先ほど申し上げましたが、指定管理者が実施いたしました利用者アンケートにも御要望があり、どの場所からでも時間が確認できるようになれば施設の利便性は向上すると思われまます。

しかしながら、遠く離れた場所からでも、時間が確認できるような時計等につきましては、設置費用や維持管理経費というのがかかりますことから、なかなか難しいのではないかとこのように考えております。また、現在では携帯電話など、時間を確認できるツール等も普及しておりますので、各自で時間を確認される方法はあるというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） はい。確かに時計で確認ができます。そういうことを考えると、本庁、1号館の玄関の上にあるあれは、時計だと思います。皆さんはあれはUFOかとよく言われるんですけど、夜になると。ああいうことができるなら、予算がないとかあるとかいう問題は考えられないのではないかなと思っておりますので。携帯もポケットの

中に入れて、一々試合の途中に見るわけにもいきません。落としてもいけません。ぜひ、何かの形で設置していただきたいと思います。

今、向島運動公園につきましては、いろいろ、私は御指摘なり要望をいたしました、トイレは本当に早急な、私は、問題だと思っておりますので、ぜひ可能な限りじゃなくて、可能にしていればととして、改善をしていただきたいということを強く要望しまして、この項を終わります。

次に、市営住宅の家賃滞納等について質問いたします。

市営住宅の家賃滞納者に対して、市では明け渡しを求める提訴措置を講じて対応しています。しかし、提訴はわずかに減ったものの、また、あとを絶たない状況ですが、今後、家賃滞納者に対する抜本的な対策、対応をどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 市営住宅の家賃滞納等についての御質問にお答えいたします。

市営住宅の家賃滞納者への対応につきましては、主に高額滞納者への対応として平成11年度から明け渡し訴訟を実施しておりますが、それに加えまして催告の強化などの対策を実施した結果、収納率は年々向上しております。家賃の収納率は、明け渡し訴訟を始める前年の平成10年度におきましては91.94%でしたが、平成12年度は92.04%に、さらに平成13年度は93.31%に改善するなど、一定の効果があつたものと考えております。

そうした中、平成27年度からは新たに2つの取り組みを始めたところでございます。その取り組みの一つが公営住宅管理システムの導入でございます。このシステム導入により、家賃滞納者への分割納付書の発行や履行状況を速やかに確認することが可能となつたほか、裁判による退去者を含む、退去滞納者の分割納付書発行手続も迅速に行うことができるようになりました。

家賃の収納率は先ほど申し上げましたとおり、毎年度改善しており、平成27年度は97.45%で、平成26年度の96.91%から0.54ポイント向上いたしました。この要因の一つとして管理システムを導入したことによる効果もあつたものと考えております。

また、2つ目の取り組みといたしまして、支払督促制度を活用した滞納家賃の徴収を新たに取り入れました。支払督促とは、申立人の申し立てにより、簡易裁判所の書記官が相手方に金銭の支払いを求める制度でございます。

相手方からの異議申し立てがなければ、判決と同様の法的効力が生じる上、裁判所が直

接滞納者に督促することで、滞納者の納付促進効果が高まることが期待できます。支払督促の制度の導入につきましては、債権管理の研修会に出席した職員により、公営住宅使用料などの債権の徴収手段として、支払督促も有効な手段であるという報告を受け、建築課におきまして導入を検討した上で、昨年4月から県内で最初に支払督促の活用を開始したものでございます。

この支払督促については、市との話し合いで、自身の滞納金額を承認したにもかかわらず、納付の約束を守らない者に限定して適用しております。支払督促による効果等につきましては、平成27年度からの導入であり、件数も少なく、十分な検証ができていませんが、今後も継続していく中で効果を確かめていくこととしております。

今後も引き続き、さまざまな情報収集等に努め、効果の期待できる対策があれば迅速に実行し、滞納者と滞納額を少しでも減らすことができるよう努力してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。

新たな対策として、管理システムと支払督促システム、申し立て制度と申しますか、それを導入したということ、まだ具体的にはということなんですが、平成27年度、昨年度から適用されたということ、何件、適用されたのか。わかる範囲でその実績はどうであったか。結果はどうだったのかという点をお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

27年度の支払督促の件数でございますが3件ございます。3件とも既に債務名義を取得しております。てんまつについては支払い完了が1件、未納による債権差し押さえ、これが1件。まだ準備中のものがございまして、それが1件という内訳でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） それで、この支払督促制度で、かかる経費というのは、どのぐらいかかりますか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

支払督促にかかった費用でございますが、3件とも5,000円以下という額でございました。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） それで、平成11年度から明け渡しを求める提訴措置を講じてこられました。改めて11年度からの件数を教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 11年度からの訴訟の件数でございますが、110件でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 先ほど、新しいシステムということで、支払督促制度を設けたということなのですが、この制度自体は最近できたわけですか。いつごろからこの制度があったわけですか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

実は最近の制度というわけではございません。制度そのものは、平成10年からあったようでございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） それで、先ほど11年度から27年度まで110件の提訴を行ってきたということですが、この提訴にかかった費用は幾らですか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

費用の総額は約2,600万円でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 何が聞きたいのかと申しますと、提訴すれば2,600万円かかって、110件で、先ほど支払督促では5,000円切れるということで、単純に計算しますと、約55万円で済んだと。2,010万円ものお金が、これは平成10年ですから、制度化されたと言われました、1年しか違いませんけど、これはどこで知られたのですか。早くこれを適用していけば、先ほど、法廷的にも遜色ないと、効果が同じだということであったんですが、これはどこでこういう制度があるということ、それか誰かの指示を受けたのか教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

先ほどの答弁の中でも一部お話ししたと思うんですが、建築課の職員が、そういった債権管理の研修会に出席いたしまして、その中で、この支払督促の制度が活用できるんじゃないかということを報告を受けて、検討した結果でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） やっぱり、専門の方も、恐らく市にはつかれていると思います。早くそれを、職員の方がそれを見つけ出すのは、大変なことだと思います。早くそれを見つけ出してほしかったなど、今、つくづく、恐らくこの金額の差を聞いた方々は、そのように思うのではないかと思います。今後は、その提訴ではなくて、この支払督促制度を中心に対応していくということになるわけですか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

基本的には議員さんおっしゃられたように、安いということがございますので、支払督促の制度を活用したいというふうには考えておりますが、デメリットというところも、実はございまして、異議申し立てをされたりすると、結局また、提訴と同じ手続を踏まなければ解決しないという部分がございますので、その辺については、全てが全て支払督促ということではございませんが、基本的にはこういった制度を活用したいというふうを考えております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） そうですね。異議申し立てがあれば、また弁護士さんをお願いするということでしょうけど、5,000円しか違わんわけですね。デメリットがない場合は大きなメリットなんです。やはり、これを利用していきたいということでしたから、これほど金額が違って、これは市民の税金でございまして、ぜひ、その方向で進めていっていただきたいと思います。

そして、提訴の件について質問が戻りますが、先ほど、110件、約2,600万円もの多額な費用をかけて行われた提訴措置ですが、その結果と実績を教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

提訴の結果、和解になったものが44件、明渡し判決になったものが66件でございます。そのうち、54件について強制執行の手続をいたしております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 和解が44件ということは、支払いますよというお話で和解されたとのことですが、その前に明渡し強制執行となった未納家賃額はどのくらいあるわけですか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

未納家賃滞納額でございますが、合わせて1億260万円でございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） すごい金額だなと思います。1億260万円ということですが、その1億260万円の未納家賃の回収実績を教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

回収額ですが、1,230万円となっております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 1,230万円ということなんですが、残りの未納額、未収額はどうなったわけですか。回収額が1,230万円。滞納が1億260万円。その差額はどうなったのですかということですか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

差額は、当然ながらというか、未回収でございます。滞納額から回収を引いたものは、未回収というか、未納の状態でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 未回収。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） はい。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） それで、まだまだ、こういうことが続いているとはいけないのですが、これまでの検証から、どういう理由で、どういう原因でこのような形になるのかと、未納が発生してくるのかという点について教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

おのおの入居者の条件というか、いろんなケースがやっぱりあるんで、未納と言いましても一概にこれというふうには言いがたいところはあるんですが、基本的に住宅困窮者を、公営住宅法というのは入居してもらうということがございますので、収入の低い方というところについては、その辺で理由と申しますか、払えないところがあるのかなど。済みません。ちょっと答えになってないかもしれません。済みません。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 住宅困窮者というのは、今、そういう言葉を使うのかなと思うんですけど、例えばそれなりの家賃になっているわけですよね。所得に応じた家賃になっているわけ。民間の人は民間のアパートに入っても、やはり自分たちの収入に応じたアパートに、みんな入ってるわけなんです。そのために公営住宅というのは、やっぱり、そういうふうに考慮、配慮してあるんです。そこが原因だということは、私は成り立たないと思います。この原因、根源をしっかりと検証してやっていかなければ、またまた同じことを繰り返すということにもなりかねません。ぜひ、そういうところはしっかりと検証をしていただきたいと思います。そして、先ほどの1億数千万円、未納が九千何がしか、民間だったら潰れてますよ。とうの昔に。ぜひ、しっかりと頑張ってくださいと思いますが。

そこで、お尋ねしますが、市営住宅の入居に当たっては保証人という制度があります。当然、公営住宅だけじゃなく、民間もそうです。保証人をちゃんとつけるというのが条件ですが、何のために保証人を必要とするのかお尋ねをいたします。そして、保証人の役割は何なのかお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 市営住宅の場合、連帯保証人ということで保証人をとっているわけですが、入居者の市営住宅の利用から生じる一切の債務、これについて、保証することができる者ということになります。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 入居者のそういうトラブルによる一切の債務を連帯保証できる人という、これは当然だと思いますが、それでは、今、おっしゃいました一切の債務を連帯保証する人ということで、今、保証制度を設けておられますが、この保証人の方に対しての請求、またこれまで何件対応してきたのか。先ほど言われました1,230万円のうち、どれほど収納があったのか、その実績を教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

滞納者の保証人への対応についてでございますが、まず入居者が支払いを滞っている場合、文書で完納指導、全て納めてくださいというふうな指導をする文書を、まず送付いたします。それから、それでもまだ家賃を納入されない場合には、連帯保証人の連帯保証債務履行請求という、支払ってくださいという、こういった文書、これを通知しております。

それから、保証人が、かわりに支払ったという実績についてでございますが、これはちょっと明確な数字はわからないというところが実情ですが、例えば、保証人が親の場合で

あるケースについては、かわりに支払ったというような話も聞いてはおります。

その辺で明確な保証人による支払いというところは、明確な数字というのは把握できていないというところが実情でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 今の答弁はやはり失格ですよ。明確な数字がつかめてないというのはあり得ないことでしょうか。家主は誰なんですかって、私は聞きたいです。家主が、最終的に管理する人が知らないじゃいけませんよね。これ以上、ここは言いませんけど。何が言いたいかという、こういう制度をちゃんと設けて保証人になってもらってるんですから、やはりそれなりの対応を——なる人も、保証人になるということは、当然、誰もわかってることですよ。一切の債務を引き受けるということをきちんと、毅然としてやっていただきたい。

なぜかという、きちんと払ってる方もたくさんいらっしゃるわけなんです。その人たちはいいのかということになります。もう一度、いつかまた、質問するかもわかりません。保証人制度について、しっかり再度、確認、再認識していただいて、しっかり守っていただきたいと、履行していただきたいと思います。

それと、家賃の納付方法。今現在、どのようにされておりますか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

支払いの方法ですが、窓口で直接払いに来られることとあわせて、実はコンビニ、今のシステムの導入以降、コンビニ等で納入をすることが可能になっております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） それで、1つ提案なんですけど、これ、口座引き落としというのを導入してみたらいかがですか。

というのが、私、家賃とは違いますが、クレジットカード等を使いまして、よく物を買います。買うとその引き落とし日が通知もあります。それが気になってやれません。どうしてもそれを意識をしまいまして、その日に必ず、その金額が入っていくようにということを、すごく意識します。

例えば、ほかに制度的に、それは無理だというなら仕方ありませんが、口座引き落としを、その意識の向上という部分で導入してみたらいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 先ほどの答弁の中で、今の口座振替も、実はござ

いまして、8月、ここ最近の実績ですが815件、815人の方が口座振替をされておりますので、今後とも、議員おっしゃられるように、口座振替についてもお願いをしていくということはしていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） さて、これも、市営住宅の質問をするに当たって、以前も指摘したんですが、先ほどから家賃滞納者の方がいらっしゃるということで、当然として、共益費も払わない、未払いというケースがあると。このたび、少し市営住宅を回りまして話を聞いてきました。

ということはどうなるかという、共益費については、家賃もちゃんと払ってる人たちが払わない人の分を分割、分けて、払ってるわけなんです。大変、不条理な、理不尽といえますか、不公平なことがここで生じているわけです。

たしか、私はかなり、以前だったですか、質問をしたときに、この件を指摘したときには、厳正に対応しなければいけない責任があるという答弁をいただいております。これが、たしか、平成17年12月の一般質問でした。あれから11年たちました。現状について、どのように把握されているかお尋ねいたします。また、どのように改善されてきたのかお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

共益費についての御質問ですが、入居の際にその辺、納付していただくよう説明しているほか、入居者宛に出す文書の中にしっかり守ってくださいという案内文を同封しておるところでございます。

未納、この共益費を納めていただいていない方についての改善といえますか、その辺はなかなか難しいところがございますが、管理人等から相談があった場合については個別に指導なりお願い、こういうことを行っておるところです。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） もう時間がまいりましたから、これ以上の質問いたしません。今、部長が言われました入居時、そして文書でということは、効果が今、上がってないということですね。現状が今あるんですから。

私は思いますのに、ここで、私たちも一生懸命です。執行部の方も一生懸命、答弁されていると思います。市民の声も一生懸命代弁をしてるわけでございますが、厳正に対応しなければいけない責務があるという答弁をいただいております。

これが、その場の場当たりの答弁では大変困るわけです。答弁には、ぜひ責任を持って、決してこういう、正直者が馬鹿を見るような、このような実態を、市が十分な対応をしてないということはあってはならないことだと思います。

さらに、いろんな実態もまだまだあるように聞いてます。しっかり調べられて、検証して、対策、対応を講じていただき、公平公正な公営住宅運営を行っていただきたいということを要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、三原議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、和田議員。

〔13番 和田 敏明君 登壇〕

○13番（和田 敏明君） 「改革の会」の和田敏明です。

質問に入る前に、一言お詫び申し上げたいのですが、このたび、議員有志により、市庁舎の建設場所にかかわる市民アンケートが、私の聞いている限りでは、無作為抽出により2,000世帯に配布されたそうです。市民アンケートについては、私も以前よりやるといいなというふうには思っておりました。しかし、デリケートな問題ですから、私なりに条件を提示しておりました。

1つは市の許可が得られたものであること。1つは公平公正なものであり、議員全員の納得を得られること。あとは政務調査費を活用することが問題ないこと。以上の条件を提示しておりましたが、どうも行き違いがあったようです。

いずれにしても、今回のことで混乱を招いたのであれば、この場をかりて深くお詫び申し上げます。

それでは通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

まず1点目に、安心・安全・美しいまちづくりについて質問をいたします。

市長の公約の1つでもあります、安心・安全・美しいまちを掲げられておりますが、私はこれまで道路の安全確保をはじめ、防犯灯の問題や街路樹等の適正管理等々、さまざまなお願いをしてまいりました。何でも即100%解決とはいきませんが、私が思うに、以前に比べ、この3年半でかなり進んだ対応をしていただいていると感謝しております。さらに頑張りたいと思っています。

さて、この安心・安全・美しいまちについて、市民の方々には、私なりに調査をしておりますが、対象者がどうしても知り合いに偏ってしまいます。その他、さまざまな地域が抱えた課題も含め、不特定多数の方々に直接お聞きする機会といえば、行政が行っておられる地区懇談会での傍聴や議会が開催しております議会報告会などがあります。

その中で、特に市の中心部から離れた地域の多数の自治会から問題提示されている道路上の雑草の除去についてと、向島地区で開催された地区懇談会及び議会報告会で問題提示された公園の利用状況についての2点についてお伺いいたします。

まず、1つ目の道路上の雑草の除去についてですが、平成27年の9月議会での一般質問でも言いましたが、高齢化が進んでいることからか、各地域で草を刈ってもらえる方が減ってきて困っていると、よく耳にいたします。

特に、交差点付近やカーブにより見えにくい部分などに草が伸びたため、さらに見えにくくなっている部分や道路上に草が伸び、通行範囲を狭めている箇所など、早急な対応が必要であることは道路パトロールをされておられることから御承知のことと思います。

なお、民地から道路上にはみ出して伸びている雑草についても放置できない状態にあります。私のところにも、何とかしてほしいとの要望がたくさんございます。自治区であれば草刈り機等を借りやすいこともあり、私自身が対応することもございますが、申しわけないと思いつつも、市民の安全が最優先ですので、道路課にお願いすることがほとんどです。即座に対応していただいておりますことに、この場を借りて感謝申し上げます。

さて、この終わりなき草刈りの問題ですが、以前、私が委員会で質問したところ、抜本的な見直しが必要であるとの市の見解を踏まえ、その後、一般質問をさせていただきました。その際、今まで各地域で除草についてボランティアしていただいていた方々も高齢化に伴い御協力が得られなくなってしまうといったことが、身近に迫っているということで、業者委託あるいはシルバー人材センター、そして直営作業班で作業を、実際に予算をいただいて実施をしておりますが、これが、だんだんと増えていくのではないかと。

実際に、今そうになっているわけではございますが、これが続くということに対しては、危機感を非常に強く持っております。ただいま検討をしているとの答弁でした。その後、どのような検討が行われたのでしょうか。現在の状況とあわせて教えてください。

次に、公園の利用状況についてお伺いいたします。

市内に設置されているさまざまな公園を不特定多数の方々がさまざまな用途で利用されていると思います。数ある公園の中で有償で利用されている公園は新田古浜にある防府スポーツセンター運動広場と、向島にある向島運動公園多目的広場の中の各種スポーツ施設を使用する場合だけだと思います。各種スポーツで利用される場合は、特定の方々が決まった目的のために決められた場所を使用されるので、有償は仕方ないと思っています。それ以外で斡旋しての利用が考えられるとすれば、桜の咲く時期に催される花見などが考えられます。

この質問をするに当たり、1つ、事例を紹介いたします。

これは向島地区ですが、春になると、特に週末は多くの方々がお花見に訪れるそうです。しかし残念ではございますが、花見の際、特にバーベキューの後のごみの処理をして帰らない方がたくさんおられるそうです。そのたびに地域の有志の方々が後始末をしておられるとのことでした。行政としても、ごみ箱を設置するなどの対応をなされていることは承知しておりますが、みんなが利用する公園を毎年のようにごみだらけにされているのであれば放置できない問題だと思います。

しかし、行政側で人を雇い、ごみ対策をすればそれこそ大変な人件費がかかってしまいます。現在、市では花見等での飲食、またバーベキュー等での火気を使用して公園の利用についても無償だと思いますが、このようなことが続くのであれば禁止あるいは有償での利用といった措置をとることも考えなければならないのではと思わざるを得ません。この問題は全市的な問題と捉えております。

そこでお尋ねいたします。

最初に、こうしたごみ問題について市の公園の利用状況を教えてください。次に、現在、バーベキュー等で火気を公園内で使用される際の利用規約を教えてください。最後にごみの処理について、今後どのような対応なり対策が必要か、現在のところでお考えがあれば教えてください。

以上、2点についてお尋ねいたしますので、御答弁お願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

安全で美しいまちづくりにつきましては、行政が長きにわたって取り組みを続けているものではございますが、なかなか終わりの見えないテーマでありまして、いわば究極の取組課題ではなかろうかとも考えているところであります。

折しも、私はこの課題にしっかり取り組むために、ようやく本年度、「安全で美しいふるさとづくり市民会議」なるものを立ち上げまして、さまざまな分野の皆様から多彩な御意見や御提言を頂戴することとしておりまして、現在、その準備を進めているところでもございます。

この中で、20年後の市制施行100周年を見据え、市民が誇りと愛着を持って、訪れた人々が心地よいやすらぎを覚える、安全で美しい防府市の実現に向けた政策形成に努めてまいりますので、議員皆様におかれましても御協力をお願い申し上げます。

さて、道路上の雑草の除去についてのお尋ねでございましたが、市道の除草につきましては、自治会をはじめ地域の皆様の御協力をいただきながら、維持管理に努めておりまし

て、改めて皆様の御協力に感謝申し上げます。

しかしながら、議員御指摘のように、少子高齢化の進展に伴い除草等の作業が難しくなっているということも認識しております。市では、のり面などの危険な箇所や沿線に民家がない区間につきましては業者に委託することにより、また車両の通行に支障を生じさせるなど、緊急に対応しなければならない箇所につきましては道路課の直営作業班が除草作業を行っておりますが、全ての箇所を直営作業班で対応することは困難でございますことから、市道の除草につきましては、引き続き地域の皆様の御協力をいただきたいと思いますと考えております。

また、新たな対策として、恒常的に除草が必要な箇所につきましては、草の生育を防ぐ効果が期待できますことから、市道の路肩にコンクリートを張ることについても検討をしているところでございます。

なお、平成27年度から自治会等で行う市道等の除草作業に対し、草刈り機の替え刃と燃料を支給しておりますが、昨年度の実績は5つの自治会に対しまして、替え刃が20枚、燃料25リットルを支給いたしました。今年度は8月末の時点で12の自治会に対しまして替え刃60枚、燃料50リットルを支給しており、制度の利用が大幅に増加している状況でございます。

今後、さらに多くの自治会等の皆様に利用していただけるよう制度の周知に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、公園の利用状況についてのお尋ねでございますが、まず1点目のごみにつきましては、市では看板や立て札などにより、公園の利用の皆様にごみの持ち帰りをお願いしております。利用者が多い向島運動公園、桑山公園、天神山公園、防府市記念モデル遊園以外にはごみ箱を設置しておりません。

以前は多くの公園にごみ箱を設置しておりましたが、心ない人により家庭ごみが持ち込まれるようになりまして、幾つかの公園ではごみの集積場のような状態となりましたことから、ごみ箱を撤去いたしましたものでございます。

ごみ箱を設置している公園につきましては、花木センターの職員により月2回、ごみの回収を行っておりますが、利用者が集中する花見シーズンには臨時的措置としてごみ箱を追加設置するとともに、随時ごみの回収も行っております。

次に、2点目のバーベキューなどの火気使用の際の利用規約についてでございますが、本市では公園内でバーベキュー等の火気を使用する行為を行う場合は届け出をしていただき、許可証を交付しております。その際には、施設や樹木等に損傷を与えないこと、利用後は清掃及び整地を行うこと、直火でのバーベキューは行わないこと、食べ残しや炭の燃

えかす等のごみは持ち帰ること、音楽装置での大音量使用や花火等で周辺に迷惑となる行為は行わないこと、駐車場以外の場所へ車両の乗り入れはしないことなどの条件を付しておりますが、ごみの持ち帰りにつきましては、御指摘のとおり十分に守られているとは言えない状況でございます。

最後に、今後の対応や対策はどう考えているかとお尋ねでしたが、市民の皆様にごみの持ち帰りについて御協力を呼びかける取り組みといたしまして、例えば公園を御利用いただく際はごみ袋の持参を呼びかけるなど、広報活動について、なお一層工夫し、市民の皆様への周知に努めてまいりたいと存じます。

なお、毎年3月下旬に市の職員によりまして、天神山公園及び桑山公園の清掃活動を行っておりますが、今後も引き続き、活動を実施していくとともに、あわせてごみの現状等のPRにも努めてまいりたいと考えております。

これからも、誰でも気軽に公園でバーベキュー等を楽しむことができるよう、ごみの持ち帰りをはじめ、利用者のマナーの向上を訴えてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。

幾つか再質問をさせていただきます。

前回の質問の答弁の中では、草刈り機の替え刃や燃料、新たに支給されるとおっしゃっておられました。また、今回、コンクリートでふさぐ等、また、草刈り機の替え刃、燃料の支給も増やすということで大変感謝しております。

ただ、市内の特に中心部から離れた地域の今の状況を見てみると、なかなか全部コンクリートでふさぐというわけにはいかないでしょうし、このことが抜本的な見直しというふうには思えないのですが、その辺のところ、どうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

草刈り等の抜本的な対策ということでございますが、抜本的な見直しというのは現実的には、今の段階ではなかなか難しいところがございます。

今の市長の答弁でも述べましたように、替え刃、燃料の支給、これを、今、実績でも相当増えてきております。今後、こういった、今まで表に出てこなかった、そういった地域のボランティアの方々が本当にお困りな部分、こういったところを、いろんな御意見を伺いながら、こういった材料以外にも、もっとできるものがあれば、また検討してまいりた

いというふうに考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） やはり、こういうことは官民一体となってやらなければ、なかなか解決には向かわないというふうに、私なりに思っておりますが。

どうしても、今の現状では自治会に頼むということは、非常に重要であると思っております。そこで、替え刃や燃料の支給は非常にありがたいのですが、抜本的な見直しということで、あっさりとして、自治会に予算をつけて、そういった、例えば環境ボランティア等の組織をつくりやすい状況をつくってはいかがでしょうか。

私の自治区、自由が丘では、環境ボランティアという組織をつくってありまして、有志の方々が自治会費から、1,000円程度支給をされて、年に1回、みんなで自治会館を借りて一杯やろうかという程度のことはございますが、そういった部分について、市のほうから、そういった状況をつくりやすいことも考えていかなければいけないのではと思いますが、部長、どうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

自治会に対してという、そういった予算ということでございますが、これもなかなか今時点難しいところも多いのかなと思っております。あと、ボランティア組織というところについて、ほかの事例ということで申し上げますと、ボランティア制度というのが、道路については、いろんなところで制度をつくっておられるようで、例えば、山口県では山口道路愛護ボランティアというような支援制度をつくられております。

ほかにも他県でもインターネット等で見ますと、同様なボランティア制度というのがあるようでございまして、ただし、支援する内容については、例えばごみ袋であるとか、大きい道路であれば花壇、植樹帯がありますので、花苗の支給とかして、そういったボランティア制度を支援していただかれるというところがございますので、その辺、防府市の場合には先ほど申しましたような支援ではあります、その辺もまた検討、研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） なかなかこの場で、よしわかりましたというわけにはいかないでしょうが。

以前、私の質問の中で紹介させていただきました右田の、ちょうど勝坂の国道の草刈り

等々、また花を植えたりされておられた「つくしの会」という有志団体がございました。残念ながら高齢化の進展に伴い解散されたそうです。

私は毎日あそこを通っていますので、ずっと見ておりましたが、勝坂のトンネルより防府側については本当にきれいな状況でした。トンネルを抜け山口に行きますと、言い方は考えないといけないんですが、防府きれいだなというふうに思っておりましたが、今、解散されて残念ながら逆転されたような状況に、私の目には映っております。

ボランティア組織に対して予算をとすることは、なかなかこの場では難しいかと思いますが、今の状況であれば、業務委託ということになれば、また、さらにそれを増やしていくということになれば、限りないお金がかかってまいります。

私の中では、それよりは、例えば、金額は別として、その自治会に、この2万円を渡しますとかいう助成をつけてあげることのほうが安価に上がりますし、市民もその草刈りに携わることで、意識も変わってくるのではというふうに思っておりますが、そういった検討会議等々、検討されてはいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 貴重な御意見ありがとうございます。

議員おっしゃられるように、その辺の道路部門だけでなく、全庁的にそういったものを検討してまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど、答弁で申し上げましたように、ようやく安全で美しいふるさとづくりということで、市民会議を立ち上げることになりました。その中にはさまざまな方々が御加入をいただいて、突っ込んだ御意見をいただくこととしております。多分、私がおの会長になるのではないかと考えておりますが、事ほどさように、私として、一番気になるところでもございますので、行政でできる分野とちょっと難しい分野と、市民の皆様方をお願いすることもはばかれる、注意しなければいけないこととかも、危険度とか、いろんな面においてございますので、十分そこで御意見をいただきながら、限られた財源を有効に使って、安全で美しいふるさとづくりに努めていきたいと思っておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

なお、お話のありました、「つくしの会」の皆様方には、本当に20年もの長きにわたって、まさに献身的に御尽力をいただきましたことに、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） ありがとうございます。

次に、民地の雑草ですが、このことについては、非常に、今、手が出しづらい問題だと思っています。こういったことは、例えば、土木都市建設部だけでは難しいのではというふうに、私も感じております。

他部署との合同の会議を持つなど、連携して解決に向かっていくべきだというふうに考えておりますが、そのことに関しても、そういった会議を持つなどしたらいかがでしょうかというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 民有地の雑草という御質問でございますが、これについては民有地というのは個人の財産、そういった権利がございますので、なかなか難しいところがございます。市道の沿線であれば、道路課の職員が所有者等にこの雑草なり、個人のお宅の木の枝が張り出たときには切っていただくようお願いなり、指導という格好で対応をしているところです。

また、今、御指摘のように庁内で連携してという御質問ですが、例えば、今、空き家ということで、空き家の場合には家もそうなんですが、周りの庭木、これも野放しというか、そのまま、放ったような状態になって、周辺の方々にとっては非常に迷惑な部分、それが道路の通行に支障が出るというケースが結構問題になってるという認識がございますので、その辺は空き家の部署等としっかり連携をとって対応していくということで考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） ありがとうございます。

真剣に考えていただいているのがよくわかりました。

なかなか、今の、そういった道路上に民地から伸びている雑草が刈らないのか、刈れない状況にあるのかということにはわかりませんが、そういった、まず、実態を調査していくことが一番だと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続いて、2点目の質問に対して再質問ですが、なかなかごみ問題というのは、持ち込んだ方々の本当に気持ち一つだというふうに思っておりますが、今の状況が変わらないのであれば、いきなり禁止というのはちょっとどうかと思いますが、立て看板ぐらいは必要ではないかと思えます。例えば、バーベキュー等でごみを持ち込んだ。で、持ち帰らない方々がおりましたら、今後、この公園を使用禁止にすることもございますというような立て看板があると、多少マナーが守れるのかなというふうに考えておりますが、その辺のと

ころはどうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

立て看板等の設置で利用者の注意を喚起するというか、お願いするという事は非常に重要なことだと思っております。その書く文言については、また、いろいろ、検討もしたいと思っております。そういったことで、効果的な看板を設置する位置等も含めまして検討したいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） ありがとうございます。

私は口が悪いので、文言のほうは、ぜひ考えていただいて、市長の公約の一つでもあります安心・安全・美しいまちづくり。もちろん先ほども申し上げましたが、このことは官民一体となってやっていかなければ、解決には向かわないと思っております。そのためには行政のほうから、まず、投げかけてあげることが重要ではないかというふうに考えておりますので、大変とは思いますが、どうぞよろしく申し上げます。

次の質問に移ります。

次に、市営住宅についてですが、3点について御質問をいたします。

現在、市内には約30カ所の市営住宅が存在しており、防府市営住宅設置及び管理条例に基づいて、管理運営されているものと思います。そもそも市営住宅とは低額所得者等の、いわゆる生活困窮者に賃貸又は転貸するための住宅及び附帯施設と認識しております。しかし、現状はどうでしょうか。私が耳にするさまざまな問題は、特に管理の部分において条例の中身とは異なることが多いような気がいたします。

例えば、入居や退去の問題ですが、長年住み続けるうちに、子供が就職するなど、所得等の関連で、似たような状況であるにもかかわらず、人によっては条例にのっとって退去を促され、仕方なく退去される。ある人は、何事もなく住み続けるといった理不尽があることは過去市営住宅に住んでおられた方々から何度も聞いております。

一方、市営住宅の場所によっては退去者が少なく、本当に生活に困っている方々の入居が困難と、過去に聞いたことが何度もあります。

また、駐車場に関しても、第6章の駐車場の管理についての規定がございますが、場所によっては使用者の資格のない者の駐車や、路上など駐車場でない場所への駐車は日常で、トラブルも絶えないとの情報も入ってきておりますし、実際に見に行ってみると、残念ですが、あながち間違った情報でもないようです。

次に、市営住宅の入居者と地域との関係ですが、現在の入居募集においては入居者と地

域の関連について考慮されていないと思います。例えば、子どもが減ってきて存在が危惧される向島小学校について、向島地区の方から、向島の市営住宅に小さな子どものいる世帯に入居してほしいとの声を聞いたことがあります。

さて、市営住宅にかかわる問題全てを、一つ一つ、ここで解決することは困難です。そこで幾つか絞ってお伺いいたしたいのですが、1つ目に現在、市内全ての市営住宅の既存入居者は、条例にうたってある低額所得者等、いわゆる生活困窮者であることに間違いございませんか。入居年数が変われば生活の状況も変わってくると思われれます。実態調査はなされていると思いますが、その調査内容と実態を教えてください。

2つ目に第7章補足の中で、市営住宅管理員及び市営住宅管理人についての規定が書かれておりますが、駐車場の利用等を含め管理は行き届いているのでしょうか。最後に先ほど向島地区の例を挙げましたが、人口減少が進む中、社会や地域の状況にあわせた募集要項の見直しも必要ではないでしょうか。

以上、3点について御答弁よろしくお願いたします。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 市営住宅に関する御質問にお答えいたします。

1点目の市営住宅入居者の収入の状況についてですが、防府市市営住宅設置及び管理条例で規定しております、市営住宅の入居資格の一つに、「入居しようとする者の収入が条例に定める金額を超えないこと」とあります。そのため、入居手続の際に所得証明書を提出していただき、収入基準以下であることを確認しております。

したがいまして、入居時におきましては、低額所得の世帯であることを確認しておりますが、同時に全ての世帯が生活困窮者であるとは申し上げることはできないということをお理解いただきますようお願いいたします。

また、入居後につきましては、毎年7月に市営住宅の全入居者に対して収入申告書の提出を求めています。その申告書の内容を精査した上で、市営住宅に一定期間居住し、かつ政令で定める基準を超える収入がある入居者につきましては、収入超過者認定、または高額所得者認定を行い、割り増し家賃を加算しております。

さらに、収入超過者認定をされた入居者につきましては、住宅の明け渡しの努力義務があることを説明し、高額所得者認定をされた入居者につきましては、住宅の明け渡しの請求を行っております。

次に、2点目の駐車場の利用等を含めた市営住宅の管理についての御質問にお答えします。

現在、市営住宅におきましては団地内で1人以上の管理人が選任されており、団地内の

修繕に関する報告や入居者との連絡事務など、市と入居者との橋渡しの用務をお願いしております。

また、駐車場につきましては区画を定め、駐車場使用料を徴収している団地につきましては管理組合を組織し、駐車場の区画の割り振りや自動車保管場所の同意書の発行などの業務を委託しております。御指摘をいただきました違法駐車等のトラブルにつきましては、駐車場管理組合のある団地につきましては、組合において対応していただいております。しかし、組合による対応が困難な場合や管理組合を組織していない団地につきましては、市の担当者が現地確認を行い、入居者に文書により注意喚起をするなどの対応を行っております。

最後に市営住宅の入居要件の見直しについてお答えします。

現在、市営住宅の優先枠の募集につきましては、募集する団地に同じタイプの住戸が2戸以上ある場合に行っており、高齢者世帯、母子・父子世帯、障害者世帯、多子世帯、生活保護受給世帯などを優先枠として設定しておりますが、地域の状況等を考慮した募集、例えば、人口が減少している地域の市営住宅については、子どものいる世帯に限るなどといった募集は行っておりません。

これは、住宅に困窮する低額所得者に対し、市営住宅を低廉な家賃で賃貸することで、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした公営住宅法の趣旨を尊重し、地域の事情ではなく、そのものや世帯の困窮度合いにより、優先枠を設定してきたものです。

このような状況の中、ただいま、議員から御指摘をいただきましたとおり、向島地区におきましては人口の減少、特に児童数の減少に歯どめがかからず、向島小学校ではことし4月の新入学児童がゼロ人という事態となっており、また児童の減少に伴って平成26年度からは複式学級を導入しております。

そうした地域における問題に対し、市営住宅を含めた住宅政策として、現在、富海地区においては「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中の地域創生の取り組みの一つとして、市有三世代住宅建設事業を実施しているところです。

今後、市営住宅につきましては優先枠の募集方法を見直し、地域の状況によっては募集戸数が1戸であっても、例えば、向島地区の市営住宅の募集においては、小さな子どものいる世帯に限った募集ができるよう検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。

幾つか再質問をさせていただきたいのですが、まず1点目の既存入居者の実態調査についてですが、このことに関しては、十分きちんとやっておられると思っております。

しかし、こういった声が、本当に絶えません。ということは、もう最初の説明がやはり、しっかりなされてないのか、理解が行き届いてないのかは、よくわかりませんが、入居時の説明を改めてしっかりしていただくことを要望しておきます。

2点目の駐車場の管理です。駐車場も含めた管理の問題ですが、私が聞いているところでは、ある女性の方がずっととめられていた場所に、ちょっと強面の方が引っ越されてきて、何でお前がここに置くんか、どけてというようなことがあったそうです。で、しぶしぶ車を移動したそうです。

こういった管理の役目というのはいろいろございますでしょうが、住民がやっぱり暮らしやすいように治安をよくするのも管理者の一つの役目ではないでしょうかと思うんですが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 駐車場問題についての御質問ですが。

市にそういった弱い人がというところであれば、市の建築課のほうに個別に相談していただければ、担当の職員がお話をじっくり聞くなどして、問題が解決できるように対応いたしますので、御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） この駐車場の問題については、今後、車社会に変わってきたということも検討課題の一つに入れていただいて、みんなが暮らしやすいような状況をつくっていただければというふうに思います。

最後に3点目の市営住宅の既存入居者の、今、自治会加入率というのはどのくらいでしょうか。わかれば教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 市営住宅の自治会の加入率という御質問ですが、詳しい加入率というのは申しわけないんですが、把握できておりませんが、加入率が低いというような認識は今のところは持っておりませんので、そういう御理解をお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） 最後に、三世代同居等の新しい取り組みも必要と思います。しかし、今、言った市営住宅等、せつかくある施設を有効利用していくことも課題の一つ

に考えて、入れていかなければというふうに考えております。

といいますのも、先ほど言いましたように向島小学校の存続の危機といったようなことも地域の内情にはございます。

その地域、地域によって、そういった問題はいろいろ変わってくるでしょうが、特に市長は以前、私、地区懇談会の傍聴にも参加させていただきましたが、向島小学校の存続について、すごく思いがあるというふうに感じております。この市営住宅の有効活用等、あわせて市長の思いというものを聞かせていただけますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私は、廃校になる学校をつくらないという、これが大変大切なことではないかと思っております。

今、コミュニティスクールが盛んに叫ばれておりまして、山口県では全校コミュニティスクールになりました。日本全体でもごく一部の県ではゼロのところもございますが、徐々にコミュニティスクールの加入率が高まっていっております。

私はやがてこのコミュニティスクールはスクールコミュニティといって、学校が地域を支える、そういう時代もあるかもしれないとさえ思っております。学校に行けばいろんなものがあるというような形も一つの地域が繁栄していける基盤ではないだろうか、そんなことも考えております。

そうした中で、向島小学校の今の危機的な状況は何としても打開していかなくてはならないと。向島の市営住宅が、今、空き家が1軒でございますので、そこを1軒でも、とにかく2軒でも3軒でも、まずはちっちゃいお子さんがおられる、小学校へ入学できる御家庭を、優先的にいろんな意味でインセンティブを仮におつけしてでも入っていただけるような方法を考えるべきではないか。もっと極端なことをいえば、新しい、すばらしい市営住宅を向島につくるという、あるいは富海につくるというぐらいの感覚、感性も持って、住宅政策というものを弾力的にやっていく必要があるんじゃないかというようなことを、この答弁書を書かせていただくときの議論の中で、大分言っているようなわけであります。

さまざまな御意見を皆様方からいただきながら、廃校になるような小学校をつくらないように皆で知恵を凝らしていくことが地方創生のスタート台ではないかと、そんなふうに考えております。答弁にもならなかったかもわかりませんが、以上、私の思いを伝えさせていただきました。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） ありがとうございます。十分伝わりました。

質問としては、終わりますが、4年間、市長または執行部の方々、また、この後ろでモ

ニターを見ておられる方々もおられると思います。トイレにも行かず、ずっと真摯なる御答弁をしていただいたことに心より感謝申し上げて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、和田議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、13時まで休憩といたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、10番、中林議員。

〔10番 中林 堅造君 登壇〕

○10番（中林 堅造君） 私は、「和の会」の中林堅造でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

8月25日に防府市は市制80周年式典を終えられ、100周年に向けてスタートされました。今回の質問は100周年に向けた政策の中心になるとされる新しい市の庁舎移転について質問させていただきます。

市井では、ちまたでは、市民の中ではですが、場所はどこなんですかという声、多いわけです。またその場所が決まったのかというような質問も、私のほうへ入ってくるんですが。平成23年3月の東日本大震災の後、防府市も現庁舎の耐震診断の数値を示されてきました。その数値の結果から庁舎の建設の検討を進めてこられたわけですね。そして、このたびの4月14日、16日の熊本地震におきまして、災害対応の拠点ともいべき宇土市役所の庁舎本体の崩壊が報道されました。

こういったことから、現在、市民にとって最も関心のあることが新しい市の庁舎の建設と、庁舎の位置だろうと言っても過言ではないと思っております。

その流れを受けた防府市庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会の報告の内容とその後の市の取り組みにつきまして質問をさせていただきたいと思っております。よろしいですか。お願いいたします。跡地利用につきましてもよろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

新庁舎の建設につきましては、現在の1号館が昭和29年建設と、大変古く、老朽化も

進んでおりますことから、私が市長就任直後から、市民の御理解を頂戴しつつ、断行してまいりました、聖域なき行財政改革の成果を生かして庁舎改築に取り組むかたい決意のもとに庁舎建設基金なるものを設けまして、厳しい財政状況の年月ではございましたが、可能な限り基金への積み立てを行ってまいりました。平成27年度末時点で、御高承かと存じますが、約30億円を超えるところまで積み増してきたところでございます。

そのような中で平成23年度及び平成24年度に実施いたしました現庁舎の第2次耐震診断において、1号館から5号館まで、地震の振動及び衝撃により倒壊し、または崩壊する可能性が指摘される結果となりまして、特に1号館につきましては、耐震補強もすることさえも困難との判断を受けたことを端緒に、新庁舎の建設を喫緊の重要課題として位置づけ、検討に着手いたしました。

市制施行100周年を迎える20年後には誇りある庁舎がまちの中に象徴的に溶け込み、市の安全・安心と発展の拠点となっているものと想像しているところでございます。

さて、庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会についてのお尋ねかと思いますが、庁舎建設に関しましては、市民の皆様のさまざまな御意見をお聞きしつつ、幅広い視点から検討をしていきたいとの考えから平成26年度に学識経験者、各種団体からの推薦者及び市民公募委員で構成する防府市庁舎建設懇話会を設置し、約半年間にわたり、先進地視察も含めて計5回の会議を開催し、多くの忌憚のない御意見を頂戴してまいりました。

この懇話会を発展させる形で、昨年8月に防府市庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会を組織いたしまして、引き続き庁舎建設の基本構想・基本計画について御協議いただいているところでございます。

この委員会では、構想・計画策定のために用地選定が必要であることから、昨年、立ち上げ当初から本年5月24日の第6回の会合まで庁舎建設の位置、場所について集中的に御協議をいただきまして、この第6回の会議後に委員会でのまとめとして、用地の選定に関する文章を調整されております。

先般、私も拝見させていただきましたが、まとめられた文章の一文一文から、委員会としての責任の重大さがひしひしと感じられ、大変に身の引き締まる思いがいたしまして、防府のまちの発展を展望する絶好の機会を失わないよう、この委員会での協議を無駄にすることなく、今後の事業に十分に役立ててまいりたいという思いを強くいたしましたところでございます。

私といたしましても、この委員会の選定結果を軽々に扱うことは許されず、十分に尊重させていただきたいと考えておりまして、今後はこの委員会で選定していただいた駅北公有地エリアを建設候補地として基本構想・基本計画の案を作成いたしまして、年明け1月

にはパブリックコメントを実施するとともに、地元地区説明会やシンポジウムを開催して、今年度中に庁舎建設の基本構想・基本計画を策定した上で、駅北公有地エリアが建設地として定められた暁には、庁舎の具体的な移転計画に取りかかることになろうと考えております。

続きまして、跡地利用、現庁舎の跡地でございますが、お尋ねでございましたが、駅北公有地エリアへ新市役所の庁舎を移転することとなれば、現在の市庁舎の跡地利用は、公共施設の再配置なども含んだ重要な課題となっております。

この課題に対する方向性といったしましては、土地の適正利用の観点から、単に土地を売却処分するといったことではなく、市が土地を保有した上での公園や緑地などの公共空地、空き地としての利用や、福祉施設など公共公益目的での利用、あるいは集客的施設としての民間活用などが考えられるところでありまして、さまざまな思いが浮かんでくるわけですが、本市が進めております公共施設マネジメントの視点を加えて検討していく必要があるのではないかと考えております。

いずれにしても、幅広い視点と中・長期的な視野を持って、今年度策定する庁舎建設基本構想・基本計画の中で検討委員会の皆さん方の御意見もお聞きしながら検討をしてみたいと考えております。御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○10番（中林 堅造君） ありがとうございます。

検討委員会のほうで、駅北公有地エリアを選定していただいたということを考慮して、そういうことでもって話を進めさせていただきたいというふうに思います。

防府市制100周年を迎える20年後には、市長さんのほうのお話では、庁舎がまちに溶け込むというか、安全・安心を拠点としているものになっているというようなお話でございました。27年度末で30億円を超える基金を積み立てている、我が市にとりましては喫緊の重要な課題ということでとられているというふうにお話を、今、伺いました。庁舎建設懇話会を発展的にということで検討委員会が組織されましたが、用地選定のためにいろんなことを協議をなさってこられたことを、私もインターネットで内容につきましてはいろいろとお話を、中身を見させていただきました。

その内容を見まして、学識経験者や各種団体からの推薦者、市民公募委員で構成された検討委員会の皆様の御意見を改めて思ったことでございますが、反対の意見もあるが、防府市の将来に向け、20年、30年、いや50年先をも見つめなければというような面からも、駅北公有地エリアを選定というような結論に至ったというふうに、私は受けとめま

した。

私自身の考えを示しておきたいと思っております。

まず、この話をする前に、平成17年、市長が決断なさって単独市政を貫いてきたということについて、このことを我々も、そして市民の皆さんも忘れてはいけないことであろうと思います。今、1市4町が合併なさった山口市、このほうも新しい庁舎の位置の選定について大変、数カ所ということでのぎやかな意見を出していらっしゃるんだらうと思いますが、防府市がもしもあのとき合併をしていたならば、平成17年のこの両市、防府市と山口市を含めた1市4町の約束からすれば、市として、防府市としましては庁舎の建設場所の選定を話をする事すら俎上にのらなかつたと。コンパクトシティとして、この中心市街地活性化ということで、協議すらというようなこともなかつた。ただ、ただ、山口市議会で我が防府市選出の議員が、防府のまちづくり、どういふふうに対応しているんだらうかなと思いますと、これはそら恐ろしい。

現状の今を本当に、私はありがたいことだと思えますし、そのようなことをこうして、ここの場で話ができることを、これはこれが本当に、私はありがたい、幸せなことだといふふうにおもっております。そういったことを、まずそのあたりの件、市長、お聞きをしてみたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御意見、まことになるほどなと思ひながら、拝聴しておりました。

平成17年とおっしゃいましたけど、平成16年の4月26日、第17回の法定協が夜6時から8時まで行われ、結果的に決裂状況になったわけでございます。

あのときの最大の理由は、庁舎をつくらないということで、合併協議会を進めてきておりましたのが、16回目が終わって、しゃんしゃん大会になる、その1週間の間に17回目の法定協では庁舎はつくらないといつたけども、10年先をめぐにつくるということはいこうじゃないかと。それを2市4町の首長が公印をついて附帯決議としてあげようじゃないかと、こういう議論が起きました。

私もそれはそれでいいよとこう返事をしました。そしたら、次のファックスでは、都市の発展をにらんで、将来発展するところにしよう、こういう内容でありましたので、これも防府市だけ都市計画をやつて、線引きも引いて、きちつとやつてるんだから、有資格者であると。水も豊富にあるしと、平野も広大だしということで、それもよかろうと、こう返事をしました。

そしたら、いよいよもつて、月曜日に第17回が行われるところだったんですが、金曜

日の段階で小郡駅周辺が適地であると、こういうファックスが届いてまいりましたので、それはおかしいということで、私は当時の山口市長と小郡町長にこれは何かと、あんなたちは昔、一緒におったが、何か仲たがいされたようじゃが、昔別れた、一緒だったおなごのところに空き地があると。そこへお前さんが持ってくる持参金で家建てようちゅう、そねえな話かこれはというような言い方を、私が実はしました。

そういうことから、まあまあ、その言い方がどういうふうに受けとめられたのかはしりませんが、結局そういう話で、お父さんお母さんが承知すると、この結婚話、承知すると思うかというふうに、私は言ったわけでありませう。そのお父さん、お母さんというのは言うまでもありません、市民でございます。

行政の判断というもの折々、私どもがいろんな観点からしていくわけでありませうが、その判断を市民が決断を下されるわけでありませうして、御決断を頂戴できないようなものを、私どもは判断していくわけにはいかないわけでありませうから、私はそういう回答をして、ならばもうしようがないと、防府市さん、どうぞ出ていってくださいというような感じで、私たちは16回まで随分とお金と時間をかけて協議をしてきたんだから、18回目も19回目もあっていんじゃないかということまで申し上げたんですが、いやいや、もう時間的余裕がないということで、決裂をいたしました。その10年後はもうとっくに過ぎたんです。平成26年度に10年後が来てるわけなんです、合併をされた18年の4月1日ですか、そのころから見れば、ちょうど10年ということで、今、話題がまた沸き起こっております。

山口さんのお考えは山口さんのお考えで御判断をされることではございませうが、あのときの附帯決議というもの生きてるわけでありませうして、防府市は判こをつけておりませう。しかし、これは重大な決断を、10年後のことは10年後の人たちが決めればいじやないですかと、私は言ったんですが、いやいやそうではない、今の合併の条件で決めたいと、こういう話で附帯決議がなされておりますので、必ずやこの問題は、かの地において、これから大きな議論になってくることは必定であろうと。それ以上どちらがいいとか悪いとかを言及できる立場には、私は全くないということ、今の御質問に対してお答えをさせていただきたいと思ひます。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○10番（中林 堅造君） はい、ありがとうございます。12年前のことではありませうが、しっかりと流れを教えてくださいませうして、まことによくわかったわけございませう。

とにかく、我々がこういった市の庁舎について話ができるということ、まず、大前提としていかなければいけないう。ここがスタートなんだなというふうに思ったわけござ

います。

私なりの考えを、今からちょっと延べさせていただきますが、市役所北の赤間踏み切り、あるいは車塚の野崎の踏み切りなど、多くの踏切がなくなり、南北の行き来が容易になった鉄道高架が完成。そして、山口銀行防府支店の駅南への移転。それからイオンの防府店の駅南口の進出。カネボウ跡地にイオンタウンが来てくれまして、その駅南口からのバス直通ということ。そして見ますと防府駅南口の発展ぶりといいますか、それは今、我々がこのあたりがというようなことも考えている駅北のほうなんです、ルルサス、アスピラート、図書館、そういった駅通りのあるあたりを考えてみますと、はるかに人口の流れといいますか、人の動き、勢いが違っておるわけでございますが。

しかし、その駅南の勢いを包含した駅北を含めた発展こそが、この我が防府市は、とっても大事なことであろうというふうに思いますし、瀬戸内ブランドという言葉が、つい最近出てきておるんですが、この防府市は山口県の中心のところにありますから、周防の国の中心として、これから光輝いていくことこそ、このことが我が防府市の将来の子どもたちのために駅北の公有地エリア、これの選択肢が私はやっぱり大事なことであろうというふうに思っております。

西部の下関あるいは東部の岩国、そして北部の萩市あたりから見ましても、山口県の同じ距離に中心の地である防府市は、そういったことはこれからも変わることはありませんし、天満宮もそうであります。防府駅もそうであります。動かないことのその大切さを大事にしながら、まちのにぎわいをつくっていくということは、これは多くの人たちのお声でもって、私の耳にも入ってきておりますし、検討委員会の選定を無にせず、そして、折しも8月23日、天神ピアにおきまして、中心市街地活性化協議会を設立された多くの関係者もこの選定をしてくださったことには大変感謝をしておられるというふうに、私は思っているところでございます。

これからの防府市をどうするのかを伝えていかなければならない我々でございます。市長の、防府のまちの発展を展望する絶好の機会だということ、この機会を失わないように、この委員会で、この協議を無駄にせずということ、先ほどおっしゃったというふうに思っておるところでございます。

夢を与える政策こそが望まれていると、私は思っておりますし、そのように進めてほしいと願っている多くの方々は私は知っております。単独市政を決断なさった市長ですから、その思いはあろうとは思いますが、しかしながら、この検討委員会は、まだ、選定をしたということで、これから先ほどの話がありましたように、地元の説明会、あるいはシンポジウム等を開かれるということの中で、市長としては大変お答えにくい、影響もあることで

あろうと思いますが、私が今、そういったことを含めた意味合いのことについて、思いがあれば、ちょっとお聞かせしていただけたらと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 的外れな答弁になるのかもしれませんが、私の思いをということでございますので、はっきり申し上げておきますが、もう前の議会でもそういう議論をさせていただいたと思いますけども、私は今のこの土地もすばらしい土地だと思っております。ただ、現に行政の府としてここで頑張ってきているわけでありましたが、そこにまた新しいものを建てても同じことではなかろうかと。市の発展というものを考えていくときには、新しくどこに展開をしていくことが他市に勝る都市になっていけるかということをも十分考えていかななくてはならない。

それから、大きな、広大な空地というものはそうそうまちなかにはありません。それを生み出すとなると大変なお金がかかります。しかし現に今、駅北には駅前の噴水が流れている緑地公園も含めれば、かなりの面積があそこらあたりにはあるわけで、また、少しお金を入れていけば、もっと広げることも不可能ではない。上に高い建物をつくっていくことを考えれば、あれだけの土地があれば十分賄える面積であると、私は考えております。

そういうふうにしていけば、今度はここが空いてくる。その空いてきたところを、建物を使える範囲内は使うもいいかもわかりませんが、とりあえず、ここはまたいろいろな展開の中で、公共の用地として必要なものが必ず、将来展望の中で出てくると、私には私の腹案がございますけれども。ま、先ほども申し上げましたように、私はそういう判断をしておる。

あとは議会が場所が変わるということは3分の2の賛成が得られないと変えられないわけでありますから、これは大変重要な議題であって、議会の皆様方の決断、すなわち市民の決断。行政の判断と市民の決断が間違いがない状態になってこそ、初めてそのまちは発展していく。どっちが間違っても、大変な結果になっていくことは、たくさん例があるわけでありまして、そこらあたりを見極めながら、動かざる天満宮様とか、あるいは防府駅とか、あるいは防府の港とか、さらに申し上げれば、およそ2000年になります周防一宮、玉祖神社というものも、我が防府市には鎮座いただいているわけでもありますし、いろんな事柄を考えながら判断をしていくことが、絶対に必要なことではないかと、今、私はそのように感じているわけであります。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○10番（中林 堅造君） はい、ありがとうございます。

市長の話をお聞きしておりました、思い出したことがあるんですが、私が議員になってすぐぐらいのことだったと思います。八王子の市営住宅だったですか、あれが空いてきておると。そして、その中に、私の思いはまちなかにお年寄りを中心とした、おりていけばすぐ買い物のできる市営住宅をあそこへつくったらどうかという質問をさせていただいたことがあるんですが、いや、あそこは大事な土地だというようなお答えをいたしまして、そのとき、今、振り返ってみますと、この流れの中の一つの土地だったんだなというふうに、今、感じをしたわけでございます。

市長の思いをいろいろ出していただきました。大変、今、この時期にということでは難しいことなんだろうとは思いますが、いただきましたことを大事にしていかなければならないと、我々は思わなければならないというふうに思います。

それでは、2つ目の空いた土地について利用をどういうふうに考えているかということでお聞きをいたします。

先ほどのお話からすれば、土地を市が保有したまま、いろんな施設として使えるということがございました。それを、場所を選定していただいた委員の方々にもそういった意見をこれからお聞きして検討をしていくというようなお話もあったかというふうに思っておりますが、庁舎跡地、これ、先ほど申し上げましたけれども、今のこの地、今市長もおっしゃいましたけれども、北からは262号線、東西からは山陽自動車道、あるいは防府バイパスを利用して、ここに入ってくるという、大変交通の利便性の優れたまちなかに近い広大な土地であるわけでございます。

少し踏み込んでお聞きをしてみたいと思います。私は庁舎移転ありきでということで、話をさせていただきますが、今、現在、右田の大崎に、県央部の救急指定病院、山口県立総合医療センターがあるということで、一つ選択肢として、例えばということでございますが、その移転のことについては、この防府の市役所の跡地、どうだろうかというふうに私は思っております。

八王子、今のイズミとデザインプラザとか、今、建っておるわけですが、あのあたりに昔は山口県立中央病院がありまして、昭和58年に新築移転ということで右田大崎に移ったわけでございます。ですから、計算してみますと、できて33年たっております。現在のこの市の庁舎、建設移転の話が決まって、旧庁舎を取り壊して平地になるのはいつごろかなというふうに思ってみますと、移転する以上は仮庁舎が必要ないので、移転するまでは、ここで市の仕事は行われると思いますが、短くて10年、長ければ12年かなと、資料を見ますと、そんな感じですので。そうすると医療センターも45年は過ぎていくわけです。そのころになって、建て替えのとき、そのままこの防府市にいてください。あるいは

はこの防府市に建ててくださいということを言い始めても、きっと取り返しのつかないことになるんじゃないかな。

私、実の兄が東京にいるんですが、そのことについて、防府、今、どんなことが問題かねということになると、庁舎の移転かなというふうな話を出しましたら、東京ではこういった話が出てたぞと。そのことをちょっとお話をさせていただきますが、東京都の北のほうに隣り合わせの区があるんですが、インターネットで調べてみたら、その話が出たのは平成二十五、六年のころになります。東京女子医科大学病院の移転問題ということが、今もって大変なことなんだろうなということですが、簡単に説明しますが、隣り合わせに2つの区があるんです。

そして、その片方に東京女子医大病院があって、その建っておる、例えばAといたしますが、A区に対して何もお知らせがないまま隣のB区の病院の移転建て替えの覚書までされてしまって、気がついたらそういう話がどんどん進んでいると。今あるその大学病院についてはA区としては駐車場が狭いとかいろんなことがあって、大変、信頼関係も深くあったということではあるんですが、寝耳に水というようなことでございました。

ただ、その相手、東京女子医大病院っていうのは民間の病院ですから、この防府市に置きかえるということは、とてもじゃないんで違いということはあるんですが、私が言いたいことは、建て替えることのできる場所を防府市が持っているかどうかということなんです。そのA区には建て替えをしたくても、その土地がなかったということが結局はそういったことになってしまったんだろうというふうに思っております。その時期になってさあどうするではどうしようもないということ。

ただ、この質問をこうして取り上げるのは時期尚早だとは思っておりましたが、そういった例があるということであれば、早目にこういうことを考えておかなければならない。これが将来の防府市民への安心を約束する責務だろうと、私は思っております。

選択肢の一つとして、そういったことも大事ではないのかなというふうに思っておりますが、市長はどういうふうに、そのあたりのことをお考えになっておられますか。お聞かせいただけたらというふうに思ってます。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 三十六、七年前、私、昭和の55年に市議員にさせていただきました。1期だけでございますが、そのとき、2人助役になりました。1人、県からお見えになったんです。明らかにはっきりわかったことは県立中央病院の入っていた、今の八王子のあの一面を、県有地だったんですね。県有地であったものを市に買わせるというか、買ってもらうというか、そういうような主たるお役目があって、助役で入られたと、

私は記憶をしております。で、あの土地を市が買い取って、さあどうするかというようなことでさまざまな議論が起こって、今の状態になっているわけです。

一方、総合病院というものは、今、全国的に統廃合の状況にございます。日赤もしかり、済生会もしかりです。あるから永遠不滅であると思っていたら大間違いで、これらは人口減少の中で、医療の変革の中で、どんどん変わっていかうとしているし、いかざるを得ないんです。

山口県を県央部と下関方面と岩国方面とに大きく分けてしまったときに、それぞれに1個あったらいいよみたいな感覚がなきにしもあらずだと、私は考えております。そうした中に、防府において大きな総合病院が今はあります。今はありますが、これがもしなくなったということが現実の問題になったときのことを想像するだけでもそれ恐ろしい感覚が皆様お持ちになるだろうと思いますが、そういう羽目に陥らないように、あらゆる行政の知恵を絞っておくということは極めて大切なことではないかと思っております。

そうそう私も、まだ3年や4年やそこいら働けるでしょうけども、10年も20年も働けと言われても、とても無理でございますので、今、議場におられる若い皆様方がきちっとした政治判断をされて、将来の防府市というものを間違いのない方向に持っていただくといいということがとても大切なことでございますので、何度も申し上げておりますが、判断と決断、決断されるのは皆様方であります。

そういう思いの中で、私は判断を間違えないようにしていかなくてはならないと思っておりますが、余りにも大きな事柄でございますので、ほかのものをどこへ建てるかというような議論とはおおよそ議論の違う大きな、重要な話でございますので、私も慎重に進めていかなくてはならないなと思っております。病院の件については、軽々に物を言える立場に、私は現在ございませんので、私の存念のこととして受けとめていただけたらと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○10番（中林 堅造君） はい、ありがとうございます。

いろんな状況を考えてみると、なかなか難しい時期であって、市長からそういったお話をお聞きするというだけでも、防府市民がなるほどねというようなこともあろうかと思っております。

山口市と、この防府市と周南市、この3つをまたいで今の県の総合医療センターはあるわけで、その中心といいますか、周南と山口の中間にあるからこそ、この防府市を選んでくれているだろうというふうに、私は思っております。

ただ、今、緊急であればヘリコプターを使ってというようなことがあって、いろんな意

味でもって、その距離につきましては全く関係のないようなことになっていくのかもしれませんが、そういった意味でもこの庁舎の移転と、そしてその跡地にということであれば、私はセットでもって、県の医療センターセットで、招致も含めて考えていかなければいけないということ。これはやはり必要にして十分と、そういう条件であろうというふうに思っております。これから100周年に向けての柱として据えてほしいと思っておるところでございます。

防府市中心市街地活性化の協議会がこの前立ち上がりましたが、その方々の言葉をおかりすれば、これからの世代が住みたくなる、働きたくなるまち、防府。そして、今の世代が住みよい、暮らしやすいまち防府であり続けるためにということを示しておられるわけです。

将来が安心して暮らせる元気な防府であること、このことがこれから大きくなっていく若い人たちを、この防府市、魅力ある防府市というふうに認めてもらえれば、また人口減少の歯どめのほうにもつながっていくというふうに思っておるところでございます。

いろいろと難しい時期に、この話をさせていただきました。でも、今回、これが、我々の、議員といたしましては、最後の質問をする場ということでもあります。その後のことはその後の議員が考えるということではありますが、しっかりと、我々も判断をしていかなければいけないんじゃないかなというようなことを思い、あえて質問をさせていただきました。終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、中林議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） これをもちまして通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は10月3日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましてはよろしく御審査のほどお願いいたします。

なお、お疲れのところ、大変申しわけございませんが、ただちに議会運営委員会を開催いたしますので、関係の方々は第1委員会室に御参集をよろしくお願いいたします。

御苦労さまでございました。

午後1時44分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年9月12日

防府市議会議長 安藤二郎

防府市議会議員 松村学

防府市議会議員 上田和夫

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年9月12日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員